

余市町 市民農園のきまり

市民農園は、町民の皆さんをはじめ、家族ぐるみやグループで野菜や草花の栽培と収穫を楽しんでいただき、あわせて、利用者同士の交流の場として役立てていただくためのものです。楽しく安全に活用できるよう、次のきまりを守ってください。

＊市民農園の利用期間について

利用期間は、5月中旬頃から10月31日までです。ただし、気象条件等により変更する場合があります。

＊利用区画について

- ①決定された区画の変更や第三者に転貸することはできません。
- ②利用区画に柵をめぐらせたり、農具庫等の建物を造ることはできません。
- ③区画の外側には栽培することはできません。

＊栽培利用について

- ①栽培作物は、野菜や1年生草花のものに限ります。植木等の永年生のものは、栽培できません。
- ②スイートコーンは、交雑関係で栽培者間の品種の調整が必要です。
- ③栽培した作物や支柱等の材料は、利用期間の終了時までには全て取り除き、畝や溝等をならし、区画を栽培前の状態に戻してください。

＊利用区画の清掃及び病虫害防除について

- ①区画やあぜの清掃・除草は、利用者が行い良好な管理に努めてください。
- ②収穫残渣（特にトウモロコシ、カボチャ等）・雑草類は、短く切り（30～50cm）、雑草置き場に積んでください。
- ③使用したビニール・肥料袋・ビニールの紐等は、各自で持ち帰り、処分してください。
- ④圃場内から出た石は、周りに投げたりしないで石置き場へ運んでください。
- ⑤病虫害が発生した場合は、隣接する区画に広がらないよう、適切な防除措置をとってください。
- ⑥農薬の使用については、十分に注意して隣接区画に飛散したりして薬がかからないようにしてください。
- ⑦除草剤の使用については禁止します。

***施設等の利用時間について**

- ①市民農園の利用時間は「日の出」から「日没」までです。
- ②山田市民農園の農村活性化センター側の出入口の利用は、平日午前9時から午後5時までとなります。（土・日・祝日は利用できません。）
- ③登市民農園のトイレ・休憩所の利用時間は午前9時から午後5時までです。
また、一輪車・クワ等の農具の利用も同様です。

***利用の取消しについて**

- ①次の場合には、農園の利用（使用許可）を取り消します。
 - ア．利用者から利用辞退の申し出があった場合
 - イ．利用者が正当な理由がなく利用を怠った場合
 - ウ．その他、つるもの（カボチャ・スイカなど）の放置や農園の管理上適当と認めがたい行為があった場合
- ②上記の取消しによって生じた損害については、賠償しません。

***そ の 他**

- ①天災・盗難・病虫害等による利用者の作物・その他の物の被害については、一切の責任を負いません。
- ②利用者が転居されるときや病気等で1か月以上利用できなくなったときは、農村活性化センターまで連絡してください。

***栽培相談のご案内**

余市町農村活性化センター TEL 0135-23-5568
FAX 0135-23-2189

後志農業改良普及センター北後志支所
TEL 0135-22-5135